

新型コロナウイルス感染症への対応について

園運営に格別の理解・協力をいただいておりますこと、まことにありがとうございます。昨日、安倍首相から「緊急事態宣言」を日本全国に拡大する発令(5月6日まで)がありました。滋賀県の3日月知事からは「**滋賀5分の1ルール**」が提唱されました。

人と人との接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であるといわれています。接触機会の8割程度低減、すなわち我々の行動を5分の1に減らすことが必要です。例えば、

- ・ **週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務にできないでしようか**
- ・ **50分の会議は10分にはできないでしようか**
- ・ **食料や日用品の買い物でも家族全員で出かけるのではなく、1人でできないでしようか**
- ・ **毎日出かけるのではなく、週に1日の買い物にできないでしようか**

皆様でできる工夫をお願いいたします。『**緊急事態宣言**が全国に拡大されたという事は、滋賀県や当豊郷町でもけっして他人事ではなく、それだけ緊急性が高まっているという事です。保護者の皆様にも、ぜひご理解と実行をお願いいたします。』

また、豊郷町ではこうした状況を受けて、**保護者の皆様になおいっそうの家庭保育への協力をお願い**させていただくこととなりました。1.職場の必要性に感じて、「特別保育証明書」の発行も可能です。感染防止最善の努力をしながらも、密集・密接の場面があることを避けつつも避けられない保育園の特性上、明日(4/18)より重ね重ね家庭保育に最大限のご協力を

まいりますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。(申請用紙にこだわっていただき、お電話でのご連絡でかまいません。)
【追記】★園内へお入りいただく際には、**手指のアルコール消毒とマスクの着用(可能なかぎり)、お一人のみでの園内立ち入り**をお願いします。

★お子様・保護者さん共々、**毎朝体温を測っていただき、発熱(37.5℃以上)や咳、嘔吐・下痢等の症状**がある場合は、**1週間をわたり自宅で療養の上、まずはかかりつけ医さんにご相談ください。**